

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について

I 計画策定の経緯

- ・令和6年7月、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法違反とされたことを受け、同月、政府において、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部（以下「推進本部」という。）」が設置された。
- ・推進本部において、以下の（1）から（4）の検討事項に沿って、障がい当事者の方々から意見を聴取し、政府全体で取り組むべき事項を行動計画として取りまとめた。

- (1) 障がい者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築と取組み推進
- (2) 各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づき、どのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組みを強化
- (3) 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」における「心のバリアフリー」の取組み等のフォローアップと強化
- (4) 幹事会において、有識者の協力を得て、障がい当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築

2 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- ・優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐこと
- ・人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すること
- ・全ての国民に、「障害の社会モデル」※を含め、障がいに関する正しい知識を普及すること
※「障害の社会モデル」：「障がいは個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用により創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という考え方
- ・障がいのある人が結婚・出産・子育てをする上で、何でも相談できる窓口や第三者の支援が必要であること
- ・障がいのある人の家族は、当事者の最大の理解者となりうる半面、負担を抱えやすく、周囲からの偏見や差別を受けることもあるため、家族介護からの脱却や家族への支援も重要であること
- ・障がいのある人とない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働く環境を整備すること

3 今後取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組みの推進

- ・結婚・出産・子育て支援の取組事例集の周知
- ・自治体や支援者向け解説動画や障がい当事者にもわかりやすいリーフレットの作成
- ・こども家庭センターによる障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- ・障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- ・利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備を促進
- ・障がい者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行 (R7.10)

(2) 公務員の意識改革に向けた取組みの強化

- ・各府省庁において、障害者差別解消法に基づき定めている、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- ・国家公務員・地方公務員の人権研修の中で、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れる
- ・全ての幹部職員を対象に障がい当事者を講師とする研修を実施
- ・障がい当事者の参加の下、障がい者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施
- ・内閣府より、研修の講師として、障がい当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

(3) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組みの強化

ア 学校教育等における取組み

- ・特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ環境を整備
- ・「心のバリアフリーノート」の活用、周知等を通して、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解を促進

イ 企業等における「心のバリアフリー」の取組み

- ・障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等における対応状況（合理的配慮、相談体制、研修の実施等）について調査を行い、好事例について横展開を実施
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用分野における障害者の差別禁止指針・合理的配慮指針について事業主に対して周知を行うとともに、差別禁止や合理的配慮好事例集等の更新を行い、ホームページ等を通じて公表
- ・精神障がいの当事者やその家族を含む様々な有識者による「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」を開催し、医療保護入院や身体的拘束を含む精神保健医療福祉の様々な課題の検討を実施
- ・職場内で精神・発達障がいのある同僚を見守る「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成講座を開催するなどにより、精神・発達障がいに関する事業主等の理解を促進
- ・重度障がい者を含め、障がいのある人が本人の希望や能力に沿った就労や修学を実現するために、雇用・教育・福祉施策が連携し、重度障がい者に対する就労・修学支援を推進

ウ 地域における取組み

- ・市町村や都道府県が行う「心のバリアフリー」に係る取組みを継続的に支援し、周知・啓発を実施
- ・国民に向けた精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発を実施するとともに、心のサポーター養成などの地方公共団体が行う普及啓発への支援を実施
- ・東日本大震災における障がい者の死亡率は被災地全体の死亡率と比較して高いと言われていることから、災害発生時の避難や避難所での配慮において、障がい者の避難生活が困難とならないよう必要な物品、避難情報の発令などの災害に係る情報保障、避難所の環境等について、障がい特性・年齢・性別等に応じたきめ細やかな災害応急対策や災害復旧の対応を実施
- ・地域のニーズに応じた障害福祉サービスの整備を進めるため、各市町村において、国の基本方針に基づき、必要なサービス量を見込んだ障害福祉計画を策定し、引き続き、障害福祉サービスの計画的な整備を推進

エ 国民全体に向けた取組み

- ・障がいのある人とないとの相互理解の促進や障がいのある人の社会参加のきっかけ作り、インクルーシブな社会の実現に向けた情報発信等を目的として、障がいの有無にかかわらず楽しみ、交流することができる普及啓発イベントを実施
- ・障がいのある人やその家族の協力を得つつ、「障害の社会モデル」に基づく障がいの理解や障害者差別解消法における「合理的配慮」等の理解に関する人権啓発動画を作成し、法務省ホームページで公開
- ・全国の法務局・地方法務局に対し、旧優生保護法に関する研修用DVDを配布し、人権相談や調査救済活動に従事する法務局・地方法務局職員及び人権擁護委員を対象とする研修を実施
- ・人権相談窓口の周知広報を図るとともに、全国の法務局・地方法務局において、インターネット上のものを含め、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施

オ 障がいのある人による啓発等の取組みへの支援

- ・障がい者団体等が行う障がい特性の理解を図る啓発事業について一覧的に情報発信し、参加を促進
- ・令和6年度より、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、事業者が利用者の意思決定の支援に配慮するよう努力義務を設けたところであり、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続できるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備

カ 国際的な発信

- ・障がい者に対する偏見や差別をなくすための取組みについて、国際会議等において、国際社会に向けて発信

キ 旧優生保護法の被害を踏まえた対応

- ・旧優生保護法補償金等支給法の前文や、国会における「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」を踏まえ、可能な限りの被害者の方の名誉の回復を図るため、新聞の全国紙及び全国の地方紙に謝罪広告を掲載。また、リーフレット等の媒体により、全国地域を対象として幅広く謝罪及び補償金等の支給に関する周知・広報を実施
- ・旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材を作成し、学校教育において活用を図るとともに、同教材を講演会等の人権啓発活動に活用

4 今後に向けたさらなる検討

- ・各府省庁は、上記の取組みのほか、障がい当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討を行う
- ・その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の施策を検討し実施する

5 実施体制

- ・障がい者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップする
- ・障がい者施策については、「障がい当事者抜きに障がい当事者のことを決める」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者基本法に基づき設置された障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映させる